

砂子田・袋地区計画

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（婦中町決定）

都市計画砂子田・袋地区地区計画を次のように決定する。

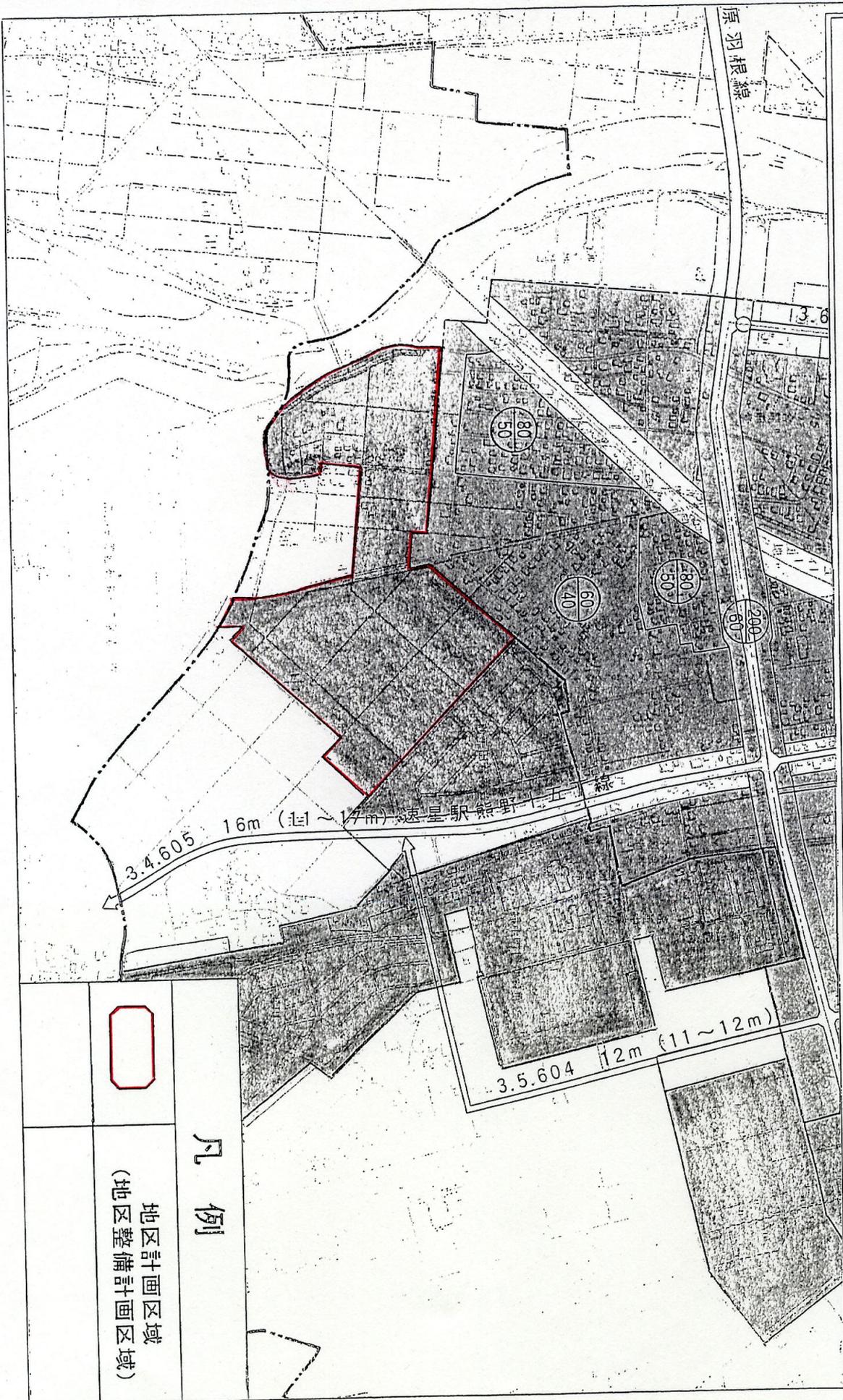
	名 称	砂子田・袋地区
	位 置	婦中町砂子田及び袋字宿免の各一部
	面 積	約 18.8 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区は、婦中町の都市計画区域のほぼ中央南部に位置する地区である。</p> <p>婦中町新町民総合計画（平成8年3月議決）では、当該地区を含む神通川と井田川に挟まれた区域を都市的土地利用を主とする土地利用構想を策定している。</p> <p>当地区は、市街化区域や市街化調整区域に整備された大規模住宅団地と井田川及びバス製造工場に挟まれた区域で、至近距離には商業施設や文教施設が整備されている。地区からは一般地方道小倉笹倉線を介して広域的幹線道路である国道359号と結ばれており、良好な立地条件を活かすべく、民間開発事業者による住宅団地が計画されている。</p> <p>当地区計画は、市街化を計画的に誘導するとともに、住宅用途を特化した土地利用の純化や周辺と調和した一団の住宅地として良好な住環境の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	低層住宅を中心とした市街地が形成され、また、将来にわたって良好な住環境が維持されるよう、計画的な土地利用の誘導を図る。
	地区施設の整備方針	当地区における地区施設については、計画的な開発などにより町道や区画道路の整備を図るほか、開発指導要綱により公園や調整池などの必要施設の整備を指導する。
	建築物等の整備の方針	ゆとりを持った主に一戸建て住宅による良好な街並みの形成を図るため、用途制限と形態規制を行う。

地区整備計画

地区施設の 配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	摘要
		町道	16m	800m	
建築物等 に 関 する 事 項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(イ)欄第一号及び第三号から第十号に掲げるもの。 (2) 同法施行令第130条の3各号に掲げる用途を兼ねる住宅で、延べ面積の2分の1以上を住居の用に供するもの。			
	建築物の壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は高さ2mを越える門若しくはへいの面は、道路境界線及び隣地境界線より1.0m以上(住宅付属建築物は0.5m以上)後退しなければならない。			
	建築物の高さの最高限度	10m以下			
	垣又は柵の構造の制限	(1) 垣又は柵は生垣あるいはフェンス、鉄柵等透視可能なものとする。ただし、フェンス等の基礎で前面道路面からの高さが0.6m以下のもの、あるいは門柱にあってはこの限りではない。 (2) 垣又は柵の高さは、前面道路面から1.5m以下とする。 (3) 道路に接する部分の垣又は柵は、道路境界線より0.6m後退した位置に設け、後退した空地の緑化を行う。			

富山高岡広域都市計画区域 砂子田・袋地区計画 総括図

縮尺：1/10,000



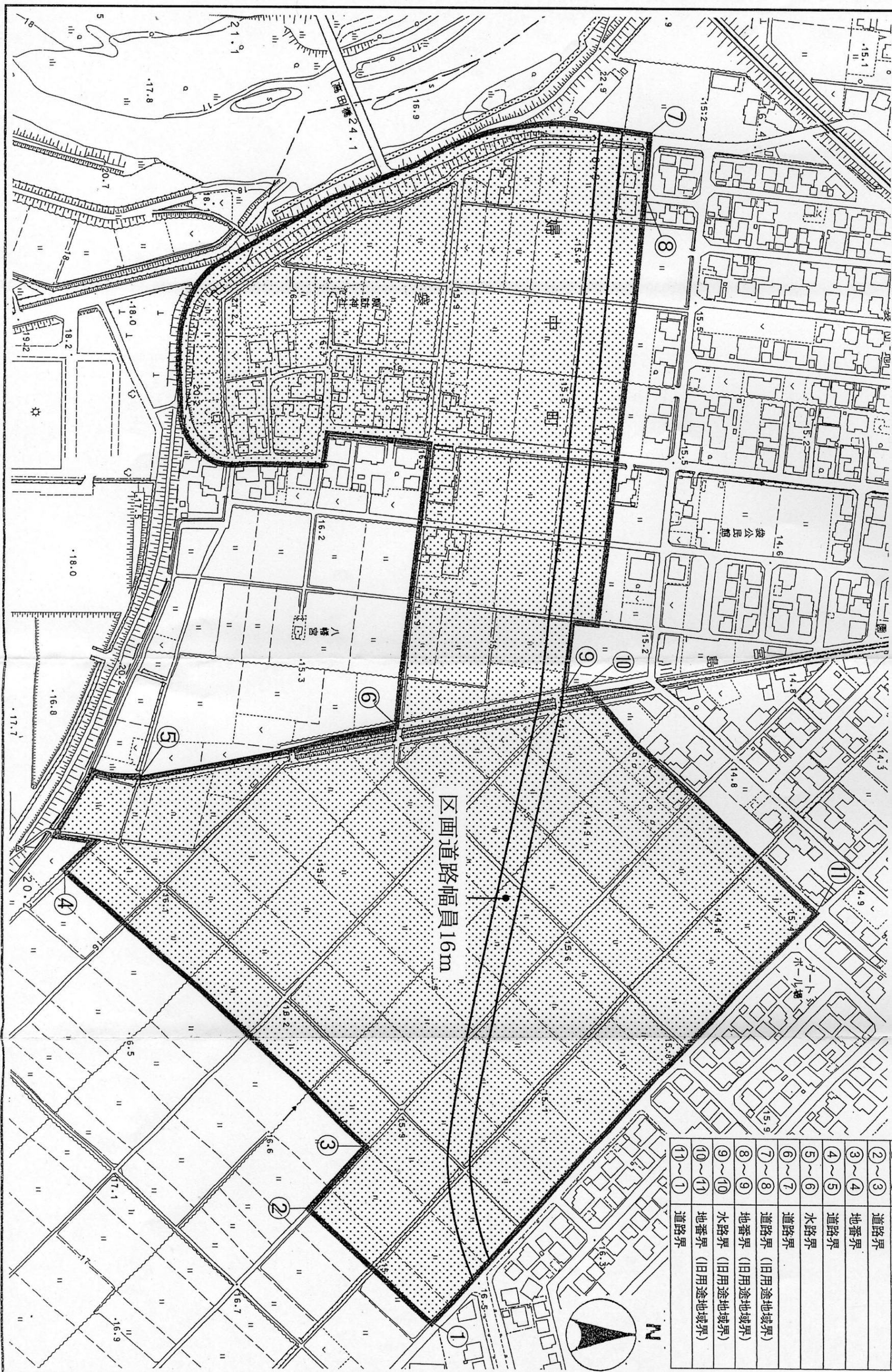
凡例



地区計画区域
(地区整備計画区域)

砂子田・袋地区地区計画 計画図

縮尺：1/2,500



凡例

番号	地区名
①~②	砂子田・袋
③	地番界
④~⑤	道路界
⑥	水路界
⑦~⑧	道路界 (旧用途地域界)
⑨	地番界 (旧用途地域界)
⑩~⑪	水路界 (旧用途地域界)
⑫~⑬	地番界 (旧用途地域界)
⑭~⑮	道路界